

まちづくり

Vol. 218

(H26. 3. 3)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

メールニュース

今号の記事

- 寄稿『夕張市が挑戦する新たな取組～発想の転換～』
 - 『平成25年度まちなか活性化セミナー』が開催されます
 - 北海道の景観と屋外広告物に関するアンケートを実施しています
 - 「ランドスケープ遺産」及び「北の造園遺産」候補の募集
 - 好きです。さっぽろ（個人的に。）トークフォーラム開催
- まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、まちづくり相談窓口（メールはこちら）まで

各項目の○をクリックすると
各項目見出しに
ジャンプします

※配信希望は随時受け付けております。

＝寄稿＝『夕張市が挑戦する新たな取組～発想の転換～』

現在、財政再生団体である夕張市は、再生のため「財政再建」と「地域再生」の両立を掲げ取り組んでいます。

再生の取組を行うためには、本市の再生プランである財政再生計画に財源を確保した上で計上することが必要となりますが、新たな財源を確保することは、税金等の増加が見込めない現状を踏まえると容易ではありません。

そこで、夕張市においては、従来の発想を転換することで打開策が講じられないか、新たな取組に挑戦しているところです。

ここでは、現在、実施に向けた検討を行っている「ズリ山採取事業」について、紹介します。

■事業の背景

炭鉱の閉山と共に炭鉱会社から引き継いだズリ山（石炭採掘時に不用とされた土砂等を堆積した人口の山。九州では「ボタ山」という。）が崩落し、夕張市は、ズリが堆積した水路を復旧する災害復旧と、ズリ山全体の崩落の危険除去対策を行う必要が生じました。

このうち、危険除去対策に要する事業費は概算で約5億円とされていました。



高松地区夕張炭鉱ズリ山の写真

■発想の転換 ～民間事業を活用したまちの防災事業～

「ズリ」には、石炭が混ざったものもあり、火力発電所で熱量が高い輸入炭の燃料温度を下げる調整材として利用価値が見込まれています。

当初、必要な財源の確保方策として、市が平成25年度から開始した「ズリ」の売却によって得られた売却収入を充てることで、財政的な負担軽減を模索していました。

しかし、この手法では、歳出の5億円に対する歳入見込みは3,000万円しか見込めず、残り4億7,000万円の財源確保については、その見通しが立たない状況でした。

ここで、これまで当たり前としてきた「防災対策事業」＝「市の事業」という発想を転換し、市以外の者の実施の可能性について再検証することとしました。

その結果、当初予定していた市が防災対策事業を行い、「ズリ山」の危険を除去しようという事業スキームを、民間事業者が収益事業として「ズリ」を採取・売却する事業を進める中で、排水処理、緑化を行うことを条件に「ズリ山」を成型し、ズリ山の崩落の危険を除去するといったスキームに再構築することとしました。

夕張市にとっては、ズリの採取業者からの「ズリ」の売却収入を確保しつつ、企業が収益事業として防災事業を行うことによって、市の歳出削減の側面を併せ持つとともに、新たな地元雇用や地元消費等の効果も期待できます。

なお、この事業は、地元紙1面で『夕張ズリ山「宝の山」～防災費出せず発想転換～』と題して大きく取り上げられ、この事業の可能性、また、夕張市の課題解決に向けた積極的な姿勢が高く評価されるとともに、夕張の未来につながる明るい話題として大きな反響がありました。

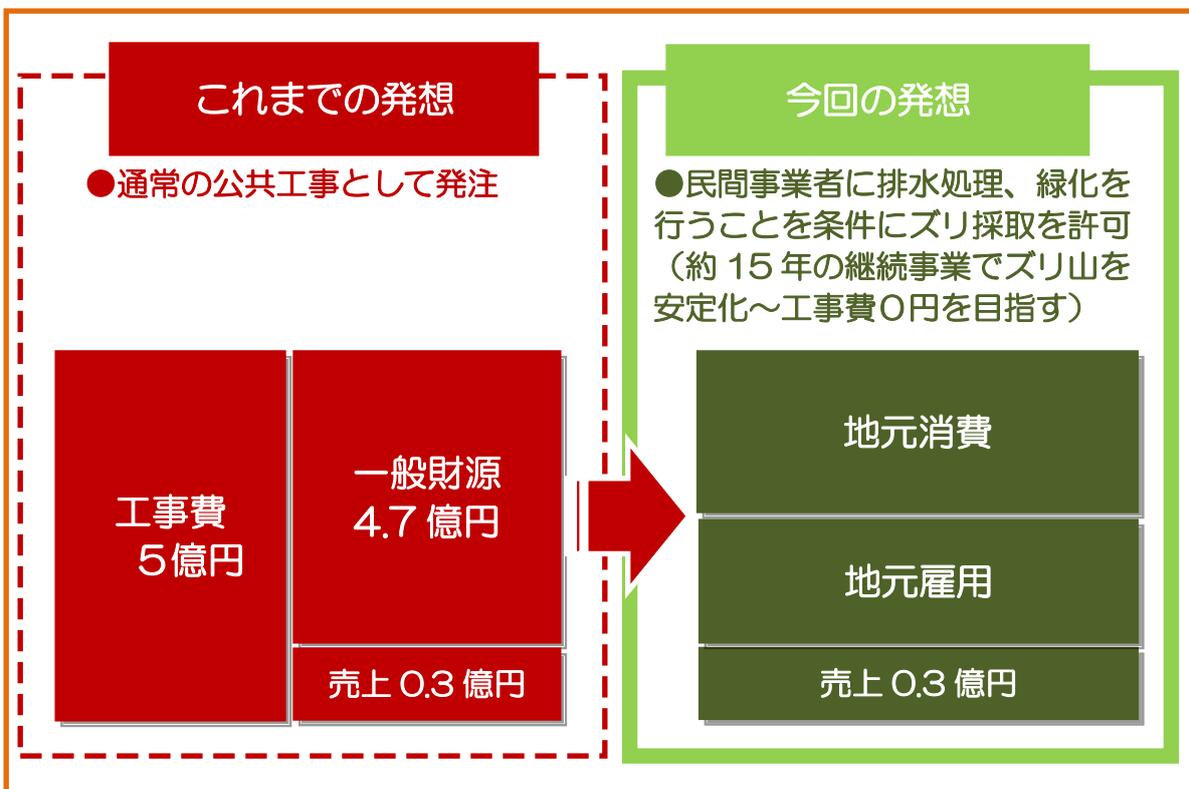
現在、この事業の実現に向け、具体的な実施に向けた協議を関係者間で行なっているところです。今後の夕張の取組に注目していただきたいと思います。

(参考) 従来パターンとの費用の比較

防災対策経費 約5億円
ズリの売却収益 約3,000万円

従来の発想…防災対策事業を行いつつ、ズリを売却
△5億円－3,000万円
＝△4億7,000万円 ※市が財源調達を行うことが必要

今回の発想…ズリ採取事業者がズリを採取しつつ、ズリの崩落危険除去を行う、
市はズリを売却 3,000万円＋α



寄稿者 夕張市まちづくり企画室長 工藤 学

『平成 25 年度まちなか活性化セミナー』が 開催されます

本格的な人口減少と少子高齢化、モータリゼーションの進展など社会的経済的環境の変化に伴い、都市機能が拡散、分散し中心市街地はかつての活力を失い、衰退が進んでいると言われております。

昨今の市町村の財政状況も厳しい状況の中、地域において多様な主体が参画したまちづくり活動、とりわけ民間主導のまちづくり活動が各地域で取り込まれていくことが益々重要となっています。

こうしたことから、この度、商店街振興組合やまちづくり会社の先進的な取組事例を紹介するセミナー「平成25年度まちなか活性化セミナー」が札幌市内で開催されますので、お知らせします。

- 主催：北海道、一般財団法人北海道建設技術センター
- 開催日時：平成26年3月12日（水）13:30～16:00
- 開催場所：アスティ 45 1206 号
（札幌市中央区北4条西5丁目）

■プログラム：

- ・開会
- ・取組事例紹介

『高松丸亀町商店街の取組事例』

高松丸亀町商店街振興組合 理事長 古川 康 造

全国初の民間主導型再開発事業「高松壱番館」が、平成18年12月完成した高松市丸亀町商店街。経済産業省の戦略補助金を活用し構築したタウンマネージメント・プログラムのもと、土地の所有と利用の分離、定期借地権などのスキームで商店街の再生に取り組んでいます。

『まちづくり五稜郭の取組事例』

株式会社まちづくり五稜郭 代表取締役 青 田 基

函館市の中心市街地である五稜郭エリアを、将来にわたり魅力ある地域として発展させていくことを目的に、地元経営者が集まり平成24年7月に設立されたまちづくり会社です。生涯学習や起業創業支援などの手法により中心市街地の賑わい創出に取り組んでいます。

『札幌大通まちづくり会社の取組事例』

札幌大通まちづくり会社 取締役総括部長 服 部 彰 治

全国初の都市再生推進法人の指定を受け、道路占用許可制度や都市利便増進協定を活用してオープンカフェ・広告板事業等を実施。オープンカフェ等の収入を道路維持管理、地域イベント等のまちづくりに還元する活動に取り組んでいます。

- ・閉会

- 参加費：無料（自由にご参加下さい）
- 定員：100名
- 申込期日：平成26年3月7日（金）

（定員締め切りが間近です。定員になり次第締め切ります）

申込方法、問い合わせ先等の詳細は、[北海道建設技術センターHP](#)を参照ください。

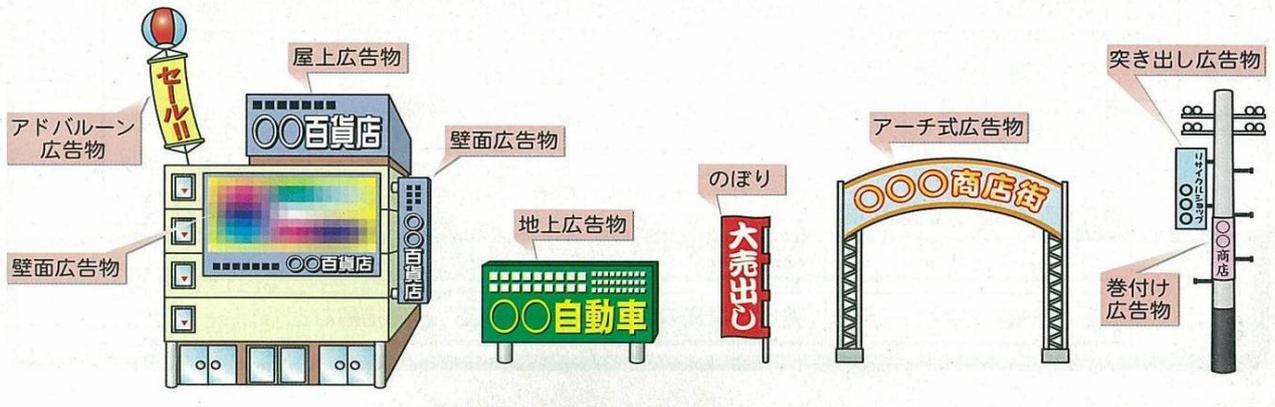


高松中心市街地再開発のシンボル「壱番街」

(2) 北海道屋外広告物条例の概要

道庁では、良好な景観づくりなどのため北海道屋外広告物条例を制定し、屋外広告物に対する必要な規制を行っており、屋外広告物の掲出には許可が必要です。

【 屋外広告物の例 】



今回のアンケート調査には、道路標識などの公共的な広告物は含みません。

【 許可申請先 】

知事（総合振興局及び振興局）または、権限移譲市町村

権限移譲市町村（21市町村）

奈井江町、共和町、登別市、松前町、森町、奥尻町、美瑛町、上富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、苫前町、稚内市、中頓別町、豊富町、利尻町、鹿追町、芽室町

なお、札幌市、旭川市、函館市、小樽市は、独自の条例により規制しています。

※北海道屋外広告物条例の詳細については、[こちらのパンフレットをご覧ください。](#)
[北海道屋外広告物条例のあらまし（ルールを守って美しい広告景観を）](#)

■ [景観法の概要](#)、[全国の景観法の施行状況](#)及び[屋外広告物法等の概要](#)については、国土交通省HPをご覧ください。



「ランドスケープ遺産」及び 「北の造園遺産」候補の募集

公益社団法人日本造園学会では、全国的に進められている「ランドスケープ遺産」の収集と北海道支部独自に進められている「北の造園遺産」の認定事業について、候補を募集していますのでお知らせします。

なお、応募締切は、3月10日まで延長しています。（詳細は[日本造園学会北海道支部HP](#)）

～募集対象～

北海道に現存し、造園・ランドスケープに関わる空間で、将来に向けての保全を検討すべき対象であり、公園や庭園、街路樹や並木、造園材料や造園の道具なども含まれます。

歴史的・文化的な遺産の場合においては年代を問いません。当初形態が変化していても、ランドスケープとして持続的に存続しているものを含みます。ただし、跡地となっていて営みが停止していたり、消滅しているものなどは含みません。

例えば、空間としては下記のようなものがあげられます。

- ・ デザインされたランドスケープ（公園、庭園、街路樹、並木道、ピオトープ、石組、など）
- ・ 生活や生業など広く人為によって生み出されたランドスケープ（棚田、防風林、屋敷林、田園景観など）
- ・ 時代を代表する行楽地や景勝地、眺望景観など
- ・ 自然的な遺産としては、特に人々の生活や諸活動との関わりにおいて維持・発展してきたものなどのほか、地域の風土を理解する上で大切なもの

※参考 『北の造園遺産』認定箇所（4次認定まで合計20カ所）

【第1次認定】 〈認定日 2010(H22)年5月1日〉

- 第1号 都市公園 函館公園 函館市
- 第2号 都市公園 大通公園 札幌市
- 第3号 都市公園 中島公園 札幌市
- 第4号 都市公園 小樽公園 小樽市
- 第5号 都市公園 旧岩船氏庭園(香雪園) 函館市

第6号 並木・街路樹 道庁前イチョウ並木 札幌市

第7号 動植物園 北大植物園 北海道大学

【第2次認定】 〈認定日 2011(H23)年5月1日〉

第8号 都市公園 円山公園・北海道神宮境内域 札幌市・北海道神宮

第9号 都市公園 常盤公園 旭川市

第10号 庭園 真鍋庭園 帯広市

第11号 自然公園 大沼公園 七飯町

第12号 並木・街路樹 赤松街道 函館市～七飯町

第13号 並木・街路樹 広路 函館市

【第3次認定】 〈認定日 2012(H24)年7月1日〉

第14号 自然公園 野幌森林公園 札幌市・江別市・北広島市

第15号 緑地 深川林地 剣淵町

第16号 並木・街路樹 二十間道路桜並木 新ひだか町

第17号 都市公園 鶴ヶ岱公園・春採公園 釧路市

【第4次認定】 〈認定日 2013(H25)年7月1日〉

第18号 都市公園 緑ヶ丘公園 帯広市

第19号 庭園 梅村庭園 八雲町

第20号 庭園 東庭園 長沼町

「好きです。さっぽろ（個人的に。） トークフォーラム開催

「好きですさっぽろ個人的に運営委員会」と札幌市は、「都市景観」をテーマとした地域まちづくりの推進のため、都市計画、建築、文化、芸術、産業、歴史等の各分野に関わりを持つ、云わば「まちづくりの担い手候補」たる学生や市民を対象とした、トークフォーラムを開催します。

また、札幌の景観や都市計画に関する情報を基に考案された景観まちづくりカードゲーム「景カード」完成記念特別プレゼンテーションも合わせて開催しますので、お知らせします。

日 時 平成26年3月23日（日） 17時00分～20時00分

場 所 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1（東札幌駅から徒歩7分）
インタークロス・クリエイティブ・センター（ICC）1階「Cross×Garden」
<http://www.icc-jp.com/ja/> TEL 011-817-8911

テーマ 「景観解放」～てのひらの都市計画／それぞれの都市空間

- ① エントランス：景観まちづくりカードゲーム☆景カード完成記念プレゼンテーション
- ② トークフォーラム：各講演者より30分程度講演後、トークセッション開催

好きです。さっぽろ（個人的に。）トークフォーラム **景観解放** てのひらの都市計画／それぞれの都市空間



■トークゲストイメージ：左より、五十嵐太郎氏、John Hathway氏、岡本健氏

【参加要領】

対 象 都市計画、建築、文化、芸術、歴史等の各分野に関心を持つ学生、市民
入場料 無料
定 員 100名（多数時先着）

申込方法等の詳細は、[札幌市HP](#)をご覧ください。